

中小企業者の範囲

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定に、
り、中小企業者として取扱われるものは、次のとおりです。

1 中小企業者

- (1) 会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(A)の「資本の額又は資の総額」又は(B)の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を満たしている者
- (2) 個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(B)の「常時使用する従業員の数」の要件を満たしている者
- (3) 組合にあつては、次表の項番「8」又は「9」に該当する者

No	業 種	(A) 資本の額又は 出資の総額	(B) 常時使用する 従業員の数
1	製造業、建設業、運送業、その他の業種 (2～5に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	小売業	5千万円以下	50人以下
4	サービス業	5千万円以下	100人以下
5	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造 業を除く)	3億円以下	900人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
7	旅館業	5千万円以下	200人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合 会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組 合、商店街振興組合連合会	構成員たる事業者の3分の2以上が上記 1～7のいずれかに該当するもの	
9	企業組合、協業組合		

注) 官公需確保法の対象にならない方のうち、NPO法人、社会福祉法人などの非営利法人は「中小
業」として取り扱うものとします。

2 みなし大企業

みなし大企業については中小企業基本法第3条において、「独立した中小企業者」を施策の対象と
る旨が規定されていることから中小企業者に含まないものとします。

【みなし大企業の定義】

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者